

第 1 部

総 則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、市防災会議が作成する計画であって、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害に係る災害予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

第2節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域に係る風水害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法に基づく市の風水害対策以外の防災に関する計画及び他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、研究、訓練その他の方法により、風水害防災対策を推進し、この計画の習熟に努めなければならない。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものは、その都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出する。

第2章 府中市の概況

第1節 地勢の概況

市は、首都東京の副都心新宿から西方約22kmに位置し、市の中心はおおむね東経139度28分52秒、北緯35度39分56秒にあり、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

「東西8.75km、南北6.79km、面積29.34km²」の地形は、市の南端を流れる多摩川から北へ1.7kmにわたって海拔約40mの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7mの崖線から北へ約2.5kmにわたって府中段丘が広がっている。この段丘は西端が海拔70mあり、東端が海拔40mで、市内で最も高いところは武蔵台3丁目の海拔82mである。

地質は、基礎が三浦層群で、第四紀洪積世に入って陸化し、これに河川による浸食が進み、洪積世中期以降に入って前後2回にわたり波動的に行われた海進、海退によって東京層群として一括した地層が堆積し、それに関連した多摩面、下末吉面等の段丘面が形成された。武蔵野面及び立川面は洪積世後期に行われた海退に伴い、古多摩川の営力により形成された河岸段丘で、最後に洪積世に入って多摩川の運ぶ土砂により、洪積世が完成した。

第2節 面積・人口

府中市の近年の土地利用の状況は農地や企業用地を転用した住宅地の増加傾向にある。それに伴い、大規模開発による地域環境の変化、ミニ開発による敷地の細分化、緑地の減少などの問題が表面化してきた。そのため、「府中都市計画マスタープラン」におけるまちづくり方針に基づき、地域特性を生かした住みよいまちづくりを推進するため、市民との協働により地域別まちづくり方針を策定する。また、まちづくりを重点的、優先的に進める必要がある地区をまちづくり誘導地区に指定し、誘導計画を策定する過程を通じて、市民と事業者との協働によるまちづくりを進める仕組みを構築する。

<地目別土地面積>

(平成19年1月1日現在)

種 別	面 積 (千m ²)	割 合 (%)
宅 地	16,286	55.51
畑	1,202	4.10
田	588	2.00
山 林	1	0.00
そ の 他	11,263	38.39
合 計	29,340千m ²	100 %

<世帯と人口>

(平成19年4月1日現在)

区分	世帯数	人 口			人口密度 (1km ² 当たり)
		総数	男	女	
住民基本台帳人口	109,248	238,421	121,765	116,656	8,126
外国人登録者	3,145	4,186	1,917	2,269	143
総数	112,393	242,607	123,682	118,925	8,269

<人口構造>

(平成17年10月1日現在)

区 分	第 1 次	第 2 次	第 3 次
就 業 人 口	906	23,128	90,074

第3節 産 業

市は、副都心の新宿まで電車で20分という地の利にあり、大国魂神社を中心として東西に甲州街道、北へ川越、国分寺、小金井街道、南へ鎌倉、川崎街道、南部に中央高速道路が走っている交通の要衝で、これらの立地条件にめぐまれた本市の産業の中心は、農業から商工業へと移行した。しかしながら大消費都市を近くにひかえ、農業は経営の近代化や耕地の高度利用を要求され、野菜、果実等の栽培が行われている。一方、消費人口の激増により購買力が増加し商業が伸展している。

<農業の現況>

(平成19年1月1日現在)

種 別	人 数	人 口	市総人口に対する 割 合 (%)	農 家 数
		計		
農 家 人 口		2,080	0.86	471
主として農業に従事		1,085	0.44	28

<商工業の現況>

商業	(平成16年6月1日現在)
商 店 数	1,895店舗
従 業 者 数	16,613人
年間商品販売額	520,343百万円
工業	(平成17年12月31日現在)
事 業 所 数	249事業所
従 業 者 数	12,042人
製 造 品 出 荷 額	739,878百万円

第3章 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市及び市の地域における関係防災機関が、防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

第1節 府中市

機関の名称	事務又は業務内容
政策総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関する事項 2 特命事項の調査に関する事項 3 風水害対策関係予算事務に関する事項 4 風水害に関する広報及び広聴活動に関する事項 5 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 6 風水害情報の収集に関する事項 7 指令係との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 8 本部長室の通信事務の統制に関する事項 9 風水害派遣職員に関する事項 10 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 11 職員の風水害補償に関する事項 12 風水害に関する情報の整理に関する事項
税務管財部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者調査（固定資産を除く。）に関する事項 2 被災証明（固定資産を除く。）に関する事項 3 固定資産の被害調査及び被災証明に関する事項 4 市税の減免に関する事項 5 風水害対策に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 6 輸送機関への協力要請に関する事項 7 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 8 風水害対策に必要な物品資材の契約に関する事項 9 市税の徴収猶予等に関する事項

市民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 死傷者の遺族及び事故関係者の受付に関する事項 2 死体埋火葬許可に関する事項 3 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事項 4 住宅の建設及び補修資金の貸付けに関する事項 5 遺体の収容等に関する事項 6 応急仮設住宅の管理等に関する事項 7 避難所の設営及び運営に関する事項 8 避難者の誘導及び輸送に関する事項 9 野外受入れ施設の管理等に関する事項 10 商工業者の被害状況調査等に関する事項 11 農作物の被害状況の調査等に関する事項 12 食料及び日用品の調達に関する事項 13 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 体育施設等の避難所開設・運営に関する事項 2 遺体の収容等の協力に関する事項 3 救援物資の保管に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受領及び配分に関する事項 2 避難収容者に対する援護活動に関する事項 3 救助物資の管理に関する事項 4 救助物資の輸送及び配分に関する事項 5 医師会、歯科医師会等への協力要請に関する事項 6 救護所の整理及び開設に関する事項 7 災害救護用医薬品及び衛生材料の調達に関する事項 8 感染症の予防に関する事項 9 災害時要援護者（高齢者・障害者等）の安全確保に関する事項 10 ボランティアの総合調整に関する事項 11 二次避難所の設営及び運営に関する事項 12 医療関係機関との連絡調整に関する事項 13 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者（母子等）の安全確保に関する事項 2 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項

<p>環 境 安 全 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務に関する事項 2 本部職員の動員に関する事項 3 本部の指令、要請、通報の発議に関する事項 4 消防団に関する事項 5 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事項 6 他の部及び部内他の係に属さない事項 7 災害情報システムの運用に関する事項 8 便所、下水等の不潔箇所の消毒に関する事項 9 害虫等の駆除に関する事項 10 防疫班の編成に関する事項 11 感染症患者及び伝染場所の消毒に関する事項 12 関係防災機関との連絡調整に関する事項 13 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 14 下水道施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 15 給水状況の調査及び結果の報告に関する事項 16 断水地区の情報収集及び告知に関する事項 17 水道施設及び浄水施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 18 管工事業者への協力要請に関する事項 19 応急給水に必要な飲料水の確保に関する事項 20 応急給水の実施に関する事項
<p>ごみ改革推進本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 じんかい及びがれきの処理に関する事項 2 し尿の処理に関する事項 3 応急的清掃事業の指導及び監督に関する事項
<p>都 市 整 備 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の保全管理に関する事項 2 建設業者等への協力要請に関する事項 3 障害物の除去に関する事項 4 道路、橋梁等の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 用水施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 6 文教施設及び公共施設の災害補修に関する事項 7 野外受入れ施設及び応急仮設住宅の建設に関する事項 8 応急危険度判定に関する事項 9 災害状況の調査、報告及び連絡に関する事項 10 復旧に必要な資材・器材の調達に関する事項
<p>出 納 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害対策に必要な収支命令の審査及び現金の支払執行に関する事項 2 風水害対策に必要な物品の出納保管及び需給調整に関する事項

教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学校との連絡調整に関する事項 2 文教施設の風水害記録の収集に関する事項 3 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 学校施設等の避難所の設営及び運営の協力に関する事項 6 教材、学用品等の調達及び配給に関する事項 7 学校の給食に関する事項 8 被災学校の保健衛生に関する事項 9 避難者に対する食料の供給に関する事項
水と緑事業本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅設営地の整備等に関する事項 2 環境安全部に対する応援に関する事項
地区整備推進本部、議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策部に対する応援に関する事項
事 業 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 他市町村への応援に関する事項 2 他部への応援に関する事項
監査事務局、選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部への応援に関する事項
府中市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 4 応急給水の実施に関する事項

第2節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
警 視 庁 第八方面本部 府中警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事項 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事項 3 行方不明者の調査に関する事項 4 遺体の検視に関する事項 5 交通規制に関する事項 6 公共の安全と秩序の維持に関する事項

東京消防庁 第八消防方面本部 府中消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 水災・火災及びその他風水害の救助、救急及び情報活動に関する事項 2 水災・火災及びその他風水害の予防、警戒及び防禦活動に関する事項 3 人命の救助及び救急に関する事項 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事項 5 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事項 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事項
東京都 北多摩南部 建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事項 2 道路及び橋梁の保全に関する事項 3 水防に関する事項 4 河川及び道路等における障害物の除去に関する事項
東京都 多摩府中保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域保健医療全般の情報センターに関する事項 2 防疫その他保健衛生に関する事項
東京都 多摩水道 改革推進本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水施設に点検整備及び応急復旧に関する事項 2 応急給水に必要な飲料水確保に関する事項 3 応急給水の実施に関する事項

第3節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 京王電鉄(株) 西武鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関する事項 2 風水害発生時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
(株)NTT東日本 — 東京西	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の建設及び保全に関する事項 2 風水害発生時における通信の調整・確保に関する事項
東京電力(株) 武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事項 2 電力需給に関する事項
東京ガス(株) 多摩支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事項 2 ガスの供給に関する事項
郵便事業株式会社 武蔵府中支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地における郵便はがきの無償交付に関する事項 2 災害時における避難及び救護のための施設及び用地の提供に関する事項 3 災害時における緊急連絡用車両の提供に関する事項 4 被災した市民の避難先及び被災状況の情報提供に関する事項

第4節 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
府中市医師会 府中市歯科医師会 府中市接骨師会 府中市薬剤師会	1 風水害発生時における医療及び助産救護に関する事項
府中金融団	1 風水害発生時における特別融資に関する事項
府中市建設業協会	1 風水害発生時における建設活動の協力に関する事項 2 作業員等の補充・動員に関する事項
府中市赤十字 奉仕団	1 罹災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 2 救護に対する協力
自主防災組織 自治会	1 風水害発生時における救助、救急活動の実施・協力に関する事項 2 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力に関する事項 3 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 4 被害状況調査等災害対策業務全般について協力
府中市社会福祉 協議会	1 災害時のボランティアの受入れ・派遣に関する事項 2 風水害発生時における救助、救急活動の実施・協力に関する事項 3 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力に関する事項 4 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 5 被災状況調査等災害対策業務全般についての協力
東京都石油商業 組合府中支部	1 燃料の確保に関する協力 2 風水害発生時における救助・救急活動の実施・協力に関する事項
府中市プロパン ガス商工組合	1 燃料の確保に関する協力 2 被災状況調査等災害対策業務全般についての協力
府中市燃料商組合	1 燃料の確保に関する協力 2 被災状況調査等災害対策業務全般についての協力
(社)東京都トラック 協会多摩支部	1 風水害発生時における貨物自動車による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事項
府中市管工事協会	1 風水害発生時における応急給水の実施・協力に関する事項 2 上・下水道の応急復旧の実施・協力に関する事項
市内農産物等 生産者団体	1 風水害発生時における農産物の優先供給に関する事項
府中市電設業協会	1 公共施設等の電気安全保安に関する事項 2 応急電力・照明供給に関する事項
府中市清掃組合	1 風水害時における廃棄物処理等に関する事項

株式会社ジェイコム 東京	1 風水害時における風水害情報の放送等に関する事項
東京多摩青果株式会社	1 風水害時における青果物の提供及び避難場所等の敷地利用に関する事項
府中消友会	1 風水害時における地域応急活動に関する事項

第5節 市民・事業所のとるべき措置

市民	<p>被害を防止するため、相互に協力するとともに、各機関が行う防災事業に協力し、近隣住民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2～3日分の食料・飲料水の備蓄、非常持ち出し袋の準備を心がけること 2 避難の際には、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めること 3 風水害発生時には、近隣の負傷者や災害時要援護者を助け、また救助・救急活動に協力すること 4 避難の経路、場所及び方法についての確認を行うこと 5 行政機関や事業者などと協力し、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めること
事業所	<p>各機関が行う防災事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害防止のほか、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都及び市が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成すること 2 風水害発生時における行動マニュアルを作成すること 3 防災態勢を整備し、防災訓練を実施すること 4 風水害応急対策に必要な資器材を確保すること 5 風水害発生時には、近隣の負傷者・災害時要援護者を助け、また、救助・救急活動に協力すること 6 風水害発生時には、事業所に来訪する顧客、従業員及び周辺住民並びにその管理する施設及び設備の安全の確保に努めること 7 風水害発生時には、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めること